

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区内1番1号
北九州市役所

目 次

◇ 告 示

ページ

- 放置自転車の移動及び保管【都市整備局道路部道路維持課】2
- 認可地縁団体からの告示事項の変更の届出（2件）【総務市民局地域・人づくり部地域振興課】5
- 出納員の事務の委任【会計室】7

◇ 公 告

- 委託契約に係る一般競争入札の公告【子ども家庭局子育て支援部こども若者成育課】8

◇ 交 通 局

- 委託契約に係る一般競争入札の公告【交通局運輸サービス課】11

北九州市告示第 261 号

北九州市自転車の放置の防止に関する条例（平成元年北九州市条例第 8 号）第 10 条第 2 項及び第 11 条第 2 項の規定により放置自転車を移動し、保管したので、同条例第 13 条第 1 項の規定により次のとおり告示する。

令和 8 年 6 月 12 日

北九州市長 武内和久

- 1 移動し、保管した自転車が放置されていた場所、移動し、保管した自転車の台数、移動し、保管した年月日並びに保管及び返還を行う場所
別表のとおり
- 2 返還事務を行う時間
月曜日から金曜日まで 午後 3 時から午後 7 時まで
土曜日 午後 1 時から午後 5 時まで
ただし、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日は、返還事務を行わない。
- 3 問合せ先
北九州市小倉北区城内 1 番 1 号
北九州市都市整備局道路部道路維持課（電話 093-582-2274）
- 4 返還を受けるために必要な事項
自転車の返還を受けようとする者は、自己の住所及び氏名並びに当該自転車の利用者等であることを証明するものを提示しなければならない。
- 5 その他
この告示に係る自転車について、この告示の日から起算して 3 月を経過しても利用者等が当該自転車を引き取らない場合は、北九州市において処分する。

別表

移動し、保管した自転車が放置されていた場所	移動し、保管した自転車の台数	移動し、保管した年月日	保管及び返還を行う場所
門司区自転車放置禁止区域外	4 台	令和 8 年 5 月 14 日	北九州市小倉北区青葉二丁目 1 番 青葉自転車保管所
J R 小倉駅周辺地区自転車放置禁止区域	3 台	令和 8 年 5 月 11 日	
	4 台	令和 8 年 5	

		月 20 日	
	8 台	令和 8 年 5 月 27 日	
J R 西小倉駅周辺地区自転車放置禁止区域	6 台	令和 8 年 5 月 15 日	
小倉北区自転車放置禁止区域外	3 台	令和 8 年 5 月 7 日	北九州市小倉南区下城野一丁目 1 番 下城野自転車保管所
	2 台	令和 8 年 5 月 8 日	
	2 台	令和 8 年 5 月 15 日	
	2 台	令和 8 年 5 月 19 日	
	1 台	令和 8 年 5 月 22 日	
	3 台	令和 8 年 5 月 28 日	
	2 台	令和 8 年 5 月 29 日	
J R 下曾根駅周辺地区自転車放置禁止区域	2 台	令和 8 年 5 月 26 日	
	2 台	令和 8 年 5 月 28 日	
小倉南区自転車放置禁止区域外	9 台	令和 8 年 5 月 7 日	
	2 台	令和 8 年 5 月 14 日	
	2 台	令和 8 年 5 月 18 日	
	1 台	令和 8 年 5 月 19 日	
	3 台	令和 8 年 5 月 25 日	

若松渡船場前周辺地区自転車放置禁止区域	1台	令和8年5月19日	北九州市戸畑区三六町13番 三六自転車保管所
若松区自転車放置禁止区域外	3台	令和8年5月1日	
J R 八幡駅周辺地区自転車放置禁止区域	1台	令和8年5月8日	北九州市八幡西区大字藤田2319番6 藤田自転車保管所
八幡東区自転車放置禁止区域外	2台	令和8年5月12日	
	1台	令和8年5月26日	
J R 黒崎駅周辺地区自転車放置禁止区域	1台	令和8年5月29日	
J R 折尾駅周辺地区自転車放置禁止区域	6台	令和8年5月21日	北九州市八幡西区長崎町2番 長崎町自転車保管所
J R 陣原駅周辺地区自転車放置禁止区域	5台	令和8年5月14日	
	1台	令和8年5月28日	
八幡西区自転車放置禁止区域外	1台	令和8年5月1日	北九州市八幡西区大字藤田2319番6 藤田自転車保管所
	3台	令和8年5月11日	
	1台	令和8年5月20日	
	5台	令和8年5月22日	
J R 九州工大前駅周辺地区自転車放置禁止区域	15台	令和8年5月13日	北九州市戸畑区三六町13番 三六自転車保管所
	6台	令和8年5月18日	
	13台	令和8年5月22日	
戸畑区自転車放置禁止区域外	1台	令和8年5月27日	

北九州市告示第 262 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 1 項の規定により、認可地縁団体から次のとおり告示事項の変更の届出があった。

令和 8 年 6 月 12 日

北九州市長 武 内 和 久

1 認可地縁団体の名称

乙丸自治会

2 代表者の変更

変更前後の別	代表者の氏名	代表者の住所
変更前	白石秀敏	北九州市若松区大字乙丸 4 9 番地 1
変更後	白石清文	北九州市若松区大字乙丸 2 1 9 番地

3 変更年月日

令和 8 年 4 月 1 日

北九州市告示第 263 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 1 項の規定により、認可地縁団体から次のとおり告示事項の変更の届出があった。

令和 8 年 6 月 12 日

北九州市長 武内和久

1 認可地縁団体の名称

竹並自治会

2 代表者の変更

変更前後の別	代表者の氏名	代表者の住所
変更前	重住益弘	北九州市若松区大字竹並 2 2 7 7 番地
変更後	野口 昭	北九州市若松区大字竹並 2 9 6 2 番地 7

3 変更年月日

令和 8 年 4 月 5 日

北九州市告示第 264 号

次の表の第 1 欄に掲げる日から、同表の第 2 欄に掲げる職にある出納員に事故が生じたので、北九州市会計規則（昭和 39 年北九州市規則第 49 号）第 7 条の 2 第 1 項の規定により、当該事故のある期間、同表の第 3 欄に掲げる職にある者を出納員に充て、会計管理者をして、当該出納員に同表の第 4 欄に掲げる事務を委任させた。

令和 8 年 6 月 12 日

北九州市長 武内和久

令和 8 年 5 月 15 日	保健福祉局 保健衛生課 保健衛生課長	保健福祉局 保健衛生課 環境衛生係長	会計管理者の命を受けてつかさどる当該課において取り扱う現金、物品及び有価証券並びに使用不能物品の出納保管事務
--------------------	--------------------------	--------------------------	--

北九州市公告第438号

一般競争入札により、委託契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和8年6月12日

北九州市長 武内和久

1 委託内容

- (1) 業務名 令和8年度 北九州市放課後児童クラブにおける長期休暇期間中の昼食提供支援業務委託
- (2) 履行の内容等 仕様書で定めるとおり
- (3) 履行期間 契約締結日から令和9年3月31日まで
- (4) 入札方法

ア 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記入すること。

イ 開札の結果、予定価格の制限範囲内での入札がない場合は、直ちに再度入札を行う。

ウ 入札執行回数は、2回を限度とする。

エ 代理人が入札する場合は、本人の委任状を提出するとともに、入札書には代理人の記名押印が必要である。

2 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿に記載されていること。
- (3) 北九州市から指名停止を受けている期間中でないこと。

3 入札の手続等

- (1) 契約条項を示す場所及び期間

ア 場所 北九州市小倉北区内1番1号

北九州市子ども家庭局子育て支援部こども若者成育課

イ 期間 この公告の日から令和8年6月18日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで

(2) 入札関係資料の交付方法 この公告の日から電子メールにより無償で交付する。交付を希望する場合は、前号イの期間に子ども家庭局子育て支援部こども若者成育課に連絡すること。

(3) 入札説明会 入札説明会は、行わないものとする。

(4) 入札に参加するための要件等

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、所定の期日までに入札参加申込みを行い、入札参加者としての資格を有するか否かについて審査を受けなければならない。

イ 入札参加申込みは、所定の様式を持参し、又は郵送することにより行わなければならない。

(5) 入札参加申込書を提出する場所及び期間

ア 場所 第1号アの場所と同じ

イ 期間

(ア) 持参の場合

この公告の日から令和8年6月22日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

(イ) 郵送の場合

書留郵便で令和8年6月22日午後5時までに必着のこと。

(6) 競争入札参加資格確認結果の通知 令和8年6月23日までに通知する。

4 入札及び開札の場所及び日時

(1) 場所 北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市役所本庁舎地下2階第2入札室

(2) 日時 令和8年6月24日（水）午前10時

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 入札金額の100分の5以上。ただし、契約規則第5条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金 契約金額の100分の5以上。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札

イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札

ウ 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札

(4) 落札者の決定方法

契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等

北九州市子ども家庭局子育て支援部こども若者成育課

〒803-8501 北九州市小倉北区城内1番1号

電話 093-582-2473

北九州市交通局公告第30号

一般競争入札により、委託契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び北九州市交通局契約規程（昭和39年北九州市交通局管理規程第5号。以下「契約規程」という。）において準用する北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和8年6月12日

北九州市交通局長 中 島 尚

1 競争入札に付する事項

- (1) 業務名 セキュリティ・防犯カメラ一式賃貸借契約
- (2) 業務内容等 仕様書で定めるとおり
- (3) 業務期間 令和8年8月1日から令和13年7月31日まで
- (4) 履行場所 北九州市交通局の指定する場所
- (5) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額をもって落札金額とする。

2 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 北九州市交通局物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規程（平成7年北九州市交通局管理規程第1号）第2条において準用する北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿に記載されていること。
- (3) 北九州市から指名停止を受けている期間中でないこと。

3 入札手続等

- (1) 契約条項を示す場所及び期間
 - ア 場所 北九州市若松区東小石町3番1号
北九州市交通局運輸サービス課
 - イ 期間 この公告の日から令和8年6月22日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後3時まで
- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法 前号アの場所において無償で交付する。
- (3) 入札説明会 入札説明会は、行わないものとする。

(4) 競争参加の申出書の提出 この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者は、この公告の日から令和8年6月22日まで（日曜日及び土曜日を除く。）に競争参加の申出書を第1号アの場所に提出しなければならない。

(5) 入札及び開札の場所及び日時

ア 場所 北九州市若松区東小石町3番1号
北九州市交通局42会議室

イ 日時 令和8年6月24日午前11時00分

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 入札価格の100分の5以上。ただし、契約規程において準用する契約規則第5条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金 契約金額の100分の5以上。ただし、契約規程において準用する契約規則第25条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札

イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札

ウ 契約規程において準用する契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札

(4) 落札者の決定方法 契約規程において準用する契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) この公告に係る契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による長期継続契約であるため、本契約締結日の属する年度の翌年度以降において、歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合、発注者は、この契約を変更又は解除することができる。

(7) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等

北九州市交通局運輸サービス課

〒808-0017 北九州市若松区東小石町3番1号

電話 093-771-8410